

製品安全データシート(SDS) [混合物用(塗料用)]

1.製品及び会社情報

製品名 : ハイドロサーモ HT:001 (ホワイト)
会社名 : 宝栄産業株式会社
住所 : 大阪府堺市中区大野芝町94番地
担当部門 : 技術部
電話番号 : 072-235-1131
FAX番号 : 072-234-0835
緊急連絡先 : 072-235-1131

2.危険有害性の要約

[GHS分類]

物理化学的危険性 引火性液体	区分外
急性毒性(経口・経皮)	区分外
急性毒性(吸入・蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入・粉塵 ミスト)	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分3
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
呼吸器感受性	分類できない
皮膚感受性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分3
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分1
吸引性呼吸器有害性	分類できない
水生環境慢性有害性	分類できない
水生環境急性有害性	分類できない
オゾン層への有害性	分類できない

[GHSラベル要素]



注意喚起語: 危険

[危険有害性情報]

- ・軽度の皮膚刺激
- ・重篤な眼への刺激
- ・発がんの恐れに近い
- ・呼吸器への刺激のおそれまたは眠気およびめまいのおそれ
- ・長期または反復暴露による臓器の障害(心臓、腎臓、呼吸器)

[注意書き] 安全対策

- ・使用前に取扱い説明書を入手する。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで、取り扱わないこと。
- ・必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・粉塵、煙り、ガス、ミスト、蒸気、スプレー等を吸入しないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。

- 救急措置
- ・吸入した場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
 - ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てをうけること。
 - ・目に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。
 - ・目の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
 - ・暴露した場合、医師に連絡すること。
- 保管
- ・容器は密閉し、直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、施錠して保管すること。
- 廃棄
- ・内容物/容器等の製品付着物は関係法令に従って廃棄すること。

3.組成、成分情報

単一化学物質・混合物の分類 : 混合物
成分及び含有量(危険有害物質を対象)

成分名	CAS No.	含有量wt%	化審法	安衛法
アクリルシリコン樹脂		20~25		
二酸化チタン	13463-67-7	15~20	1-558	191号
ジプロピレングリコールn-ブチルエーテル	29911-28-2	3~4	7-97	
助剤		<6		
マイクロキャプセル		1~5		
炭酸カルシウム	471-34-1	5~10	1-122	
プロピレングリコール	57-55-6	1~2	2-234	
アモルファスシリカ	7631-86-9	<1.0		
水		35~40		

4.応急措置

吸入した場合

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師の連絡をとりその指示に従う。

- ・蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布で素早く拭き取る。溶剤や、シンナーは使用しない
- ・大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤で十分に洗い落とす。
- ・外観に変化や痛みがある場合、SDSを提示して医師の診断を受ける。

眼に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。
- ・コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。

飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合安静にし直ちにSDSを提示し医師の診断を受ける。
- ・無理に吐かせない。嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急処置をする者の保護

- ・適切な保護具(保護メガネ、保護マスク、手袋等)を着用する。

5.火災時の措置

使用可能な消火剤

- ・水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス

使用してはならない消火剤

- ・棒状放水

- 消火方法
- ・周辺火災の場合:移動不可能な場合、容器、梱包及び周辺に散水し冷却する。
 - ・着火した場合:火元(燃焼源)を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火する。

6.漏出時の措置

関係法規に準拠して作業する。

- 人体に対する注意事項 :作業の際には適切な保護具(保護メガネ、保護マスク、手袋等)を着用する。
- 保護具及び緊急時措置 :周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近かざないようにして二次災害を防止する。
:付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
:着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
- 環境に対する注意事項 :漏出物が河川等へ排出され環境への影響を起こさないよう注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法、機材 :漏出物は密閉出来る容器に回収し安全な場所に移す。
:付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置する。
:スコップ、ウエス等で回収する。大量の流出には盛り土などで流出を防ぐ。水での洗浄なども、河川等への排出、環境汚染を引き起こす恐れもあり注意すること。

7.取り扱い及び保管上の注意

- 取り扱い :換気の良い場所で取り扱い容器はその都度密栓する。
:容器はその都度密栓する。
:皮膚・粘膜または着衣触れたり目に入らぬように適切な保護具を着用する。
:取扱い後は手・顔をよく洗い休憩所等に汚染した保護具を持ち込まない。
:密閉場所での作業は十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着用する。
- 保管 :日光の直射を避ける。
:風通しのよいところに保管する。

8.暴露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない	(二酸化チタン)
許容濃度(暴露限界値、生物学的暴露指表)		
日本産衛学会	:二酸化チタン 第2種粉塵	吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³ (2009年版)
ACGIH	:二酸化チタン :ジプロピレングリコール n-ブチルエーテル	TWA 10mg/m ³ (2009年版) TWA 10mg/m ³

設備対策 この物質を貯蔵ないし取り扱う場合には洗眼器と安全シャワーを設置すること。暴露を防止するために、装置の密閉化又は局所排気装置を設置すること。

呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。

設備対策

- :屋内塗装の場合、自動塗装機を使用する等、作業者が直接暴露されない設備にするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるようにする。
- :タンク内部等の密閉場所で作業する場合、底部まで十分に換気できる装置を、取り付ける。

- :装置は耐腐食性のある材質を用いて作ること。
- :腐食性物質に作業者が直接接触したり暴露を受けない設備にする。
- :長時間取り扱う場合、吸排気が十分にとれ暴露を受けない設備にする。

9.物理的及び化学的性質

物理的状态

形状	:液状
色	:白色
臭い	:アクリル臭
PH	:7~8
沸点	:100°C
融点・凝固点	:情報なし
引火点	:なし
爆発限界	:情報なし
蒸気圧	:情報なし
密度	:1.1 ± 0.1
溶解度	:水に可溶
蒸気密度	:情報なし
自然発火温度	:情報なし
分解温度	:情報なし
臭いの閾値	:情報なし
その他	

10.安定性及び反応性

安定性	条件(温度・光等)	:標準的な条件では反応しない。
	混触危険物質	:情報を有していない
	危険有害な分解生成物	:知見なし
	その他の危険性情報	:この製品を含んだ布、紙、はけ、ローラー、ダスト等を堆積したり丸めたまま放置しないこと。

11.有害性情報

二酸化チタンとして	
経口	ラットLD50 >20000mg/Kg
経皮	ウサギapproxLD50>10000mg/Kg IUCLID2000は区分外に該当する。
発がん性	IARCで超微粒酸化チタン(粒径0-50nm)を以ってグループ2Bに
眼に対する重篤な損傷・刺激性	ウサギを用いた試験で軽度の刺激性との結果
その他の有害情報	:製品としての安全性試験は行っていない。

12.環境影響情報

- :漏洩、廃棄の際、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意。
- 特に製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。
- 生殖毒性 :情報を有していない。
- 残留性・分解性 :情報を有していない。
- 生態蓄積性 :情報を有していない。
- 土壤中の移動性 :情報を有していない。

13.廃棄上の注意

- 残余廃棄物 :塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と契約して処理する。
- 汚染容器 :容器・機器装置等を洗浄した排水等は地面や排水溝へそのまま流さない。
:排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び関係する法規に従って処理するか、業者に委託する。
:空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
:許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

14.輸送上の注意

- :取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。
:転倒、落下、損傷がないように積み込み、崩れ防止を行うこと。
- 国内規制
陸上輸送 :消防法、労働安全衛生法等に定められている陸送方法に従う。
海上輸送 :船舶安全法に定めるところに従うこと。
航空輸送 :航空法に定めるところに従うこと。
- 国際規制
国連番号 :なし
国連輸送名 :なし
国連分類 :なし
容器等級 :なし

15.主な適用法令

- 労働安全衛生法 :名称等を通知すべき危険物及び有害物(法57条の2、施行令第18条の2、別表第9)
政令番号:191号二酸化チタン
- 消防法 :非危険物
化学物質管理促進法 :該当しない。
毒物及び劇物取締法 :該当しない。

16.その他の情報

主な引用文献

- :日本塗料工業会編集(原材料物質データシート) (社)日本塗料工業会
:製品安全データシート・ガイドブック[混合物用(塗料用)] 日本塗料工業会
:化学物質毒性データブック 丸善
:GHS危険有害性分類結果(NITE)公表結果 (独立行政法人)製品評価技術基盤機構

注 意

このデータシートは、一般的な工業的用途について、「製品の適切な取扱い」確保するための参考情報として提供するもので、製造者の保証書ではありません。現時点で信頼し得ると考えられる資料並びに測定等に基づき作成したものであります。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取り扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さるようお願い致します。